

当面の雇用対策及び建設産業対策の方針

島根県

平成14年11月19日 制定
平成15年11月18日 改訂
平成16年12月 6日 改訂
平成18年 3月16日 改訂

雇用対策及び公共事業の削減に伴う影響の緩和策については、「当面の雇用対策及び建設産業対策の方針」（平成14年11月策定、平成15年11月・平成16年12月改訂、以下「本方針」という）に基づき、短期的雇用創出対策・産業振興対策及び建設産業対策事業を積極的に推進した結果、平成15年度から平成16年度までの間に1800人余(*)の雇用を創出したほか、100社を越える建設産業が環境・リサイクル分野や農林水産業分野等の新分野進出に取り組む等、一定の成果がみられるところである。

*緊急地域雇用創出特別事業による短期雇用は除く

現在、全国的には景気は回復している（平成18年3月・月例経済報告/内閣府）が、本県経済は一部で持ち直しの動きがみられるものの、個人消費は低迷が続いており、雇用情勢も改善しつつはあるが依然低水準であるなど、厳しい状況が続いている。

さらに、いわゆる「地財ショック」等により本県の財政運営は約450億円の歳入・歳出の構造的な財源不足状態に陥るといふ財政危機に直面していることから、「中期財政改革基本方針」（平成16年10月）において、公共事業については平成20年度までに事業費を半減することを目途に、新たな削減方針を定めたところである。

こうした中で平成18年度当初予算編成方針においては、厳しい財政状況下にあっても「今後のさらなる公共事業費の削減により、地域経済や雇用に大きな影響が予想されることから、優先的に取り組むべき課題との認識に立って、地域の経済や雇用情勢などの実情を充分踏まえた上で、必要な施策の充実強化を図ること」としている。

本県経済を支えてきた公的需要の縮小が見込まれる中で、地域の持続的発展のためには、民需主体の産業構造へと転換を進め、地域産業の活性化を図ることが不可欠である。とりわけ現下の厳しい経済情勢にあっては、地域経済の活力を保持しながら構造転換を図る必要がある。景気の浮揚や地域経済の活力再生までの間、当面の雇用を確保して地域経済の疲弊を緩和しつつ、産業構造転換に向けて全力で取り組む必要がある。

また、建設産業は地域の基幹的な産業であり、公共事業の削減にともない地域経済への大きな影響も見込まれることから、業界の構造改善等に向けて適切な施策を講じると同時に、建設産業に蓄積された人材や資本などの経営資源を成長分野に再配分することは、本県産業の構造転換にも資するものであり、円滑な新分野進出等に向けた対策も求められる。

そこで、公共事業依存型の経済構造からの脱却をめざし、製造業や農林水産業、観光産業等の振興に引き続き取り組むとともに、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、公共事業費の今後の削減による影響を緩和するため、平成18年度当初予算においても必要な経費を計上し、本方針についても必要な改訂を行うこととする。

なお、地域の経済や雇用の情勢は一律ではないことから、本方針に定める各種対策の実施にあたっては地域の実情を充分踏まえて推進するものとする。

また、雇用情勢については、依然として先行き不透明であり、雇用対策等の推進にあたっては今後の経済・雇用情勢や国の動きも踏まえ、柔軟・積極的に対応するとともに、一方で行政だけの取り組みで雇用対策を進めることは限界があることから、民間においても積極的に雇用の場の創出等が図られるよう、産業界や経済団体等とも連携して取り組みを推進する。

本方針に基づき雇用対策を総合的に推進することにより、平成18年度には3600人（累計）の雇用増を図ることを目標とする。

〔注〕本文中「新規」は新規事業、【継続】は継続事業、《拡充》は拡充事業、（Z）はマンパワーを活かして県民サービスの向上を目指すいわゆる「ゼロ予算事業」を指す。

【本方針の構成】

- 1 短期的な雇用創出対策等
- 2 産業の振興による雇用の維持・創出
- 3 公共事業の大幅削減が建設産業に及ぼす影響への対策

本来、安定した雇用環境は、県内産業の活性化と新たな産業の創出によって実現されるものであることから、本県産業の構造転換を図って将来の雇用の維持・創出に努めることが何よりも肝要であり、平成18年度当初予算編成方針においても、

「全体として財政規模を縮小する中であっても、総合計画で定めた「施策」についての評価結果を踏まえつつ、『施策の選択と集中』をこれまで以上に徹底し、自立的な発展の礎である産業振興などへの重点的な取り組みや、新たな発想と創意工夫による様々な行政課題への対応を行う」

こととしている。

一方で、雇用のセーフティネットとして、当面の雇用を確保する等の短期的な対策をとることも重要である。特に現下の厳しい雇用情勢においては、その充実が急務であり、上記の重点的な施策と合わせて、総合的に雇用対策を実施することが必要である。

そこで本方針では、まず効果が速やかに期待できる雇用創出対策と労働移動対策等を1に掲げ、次に2として産業振興施策をまとめた。

さらに、公共事業の総額削減に伴い、建設産業への影響が引き続き予想されることから、特に建設産業対策を3として掲げた。

1 短期的な雇用創出対策等

本県の雇用・失業情勢は、有効求人倍率が低水準で推移し、建設業や製造業等を中心に人員整理が進むなど、大変厳しい状況にあり、今後も、公共事業の総額削減により、建設業等に大きな影響が生じることが予想される。また、市町村財政も総じて緊縮方向にあり、その面の影響も考慮しておかなければならない。

このため、雇用機会を確保し、生活の安定を図るべく、国等と連携しながら、即効性のある雇用創出対策や円滑な労働移動を促進するための措置を講じる。

(1) 短期的な雇用創出対策

効果が比較的速やかに期待できる雇用創出対策を講じることにより、当面の雇用の確保を図る。

ふるさと雇用創出基金事業

離職者緊急雇用対策事業【継続】

県下の厳しい雇用情勢や国基金事業の終了及び今後の公共事業削減の影響による離職者に対し、公的部門における臨時的な雇用を創出（平成17年度～平成18年度）

若年者の雇用の創出

若年未就業者のための産業体験事業【継続】

県内の若年未就業者（30歳未満）の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的に、一定期間産業体験事業（一次産業主体）を実施、産業体験受け入れ先等に奨励金を支給

福祉・医療施策等の推進による雇用の創出 【継続】

() 社会福祉施設等の整備促進 【継続】

福祉・医療サービスの需要増に対応して、高齢者福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設、医療施設を計画的に整備し、福祉・医療関係職員の雇用の場を確保

() 特別保育等の実施 【継続】

- ・ 休日保育等の特別保育実施保育所等の増加促進による保育士の雇用増
- ・ 放課後児童クラブ実施個所の増加促進による指導員の雇用増

(2) 労働移動対策

求人と求職のミスマッチの解消、中高年齢求職者の再就職支援、離転職者の職業訓練の実施などを通じて、円滑な労働移動を促進する。

求職活動相談支援センターの設置 【継続】

再就職キャリアカウンセリング、インターネットも活用した求職者への情報提供など、円滑な再就職を総合的に支援する場を確保

求職活動援助事業 【継続】

() 再就職活動やる気・元気応援事業 【継続】

中高年を中心とする離職者等の再就職活動を支援するため、マンツーマンで専門相談員が相談・アドバイスを実施

() 求職者就職支援事業 【継続】

雇用推進相談員を県内5カ所の公共職業安定所に配置し、再就職相談、情報収集、求人開拓等を実施

() 地域求職活動援助事業 【継続】

全県的な求人・求職情報のミスマッチの解消を図るため、国が指定地域内において実施する地域求職活動援助事業(人材受入情報の収集・提供、職業講習会等)と同様の事業を指定地域外において県単独事業として実施

() 無料職業紹介の実施 新 規

再就職キャリアカウンセリング事業等で把握した県内の非自発的失業者と産業人材求人とを県自らが無料職業紹介によりマッチングさせ、産業人材の確保を推進する

長期離職者支援事業 【継続】

離転職者等の職業訓練の一環として、結婚、出産、育児などで離職を余儀なくされた長期離職者等に対し、就業に関する相談・指導、情報提供を実施し、再就職を支援

再就職までの生活資金の支援 【継続】

失業者世帯の自立を支援するための離職者支援資金貸付制度の活用の推進

緊急再就職訓練事業 【継続】

離転職者のニーズの高い訓練、求人の多い職種に対応した訓練、人材の高度化を目指した訓練、誘致企業の人材ニーズに対応した訓練を積極的に実施

農業分野への労働移動の支援【継続】

() 就農促進活動事業

新規就農希望者に対し、就農に関する情報提供や就農相談を実施するとともに、農業法人等への雇用就農希望者に対して無料職業紹介を実施

()新規就農者確保事業

就農計画を認定した者に対し、就農研修、就農準備及び就農施設等整備のための資金の無利子貸付け、償還免除制度のある経営安定資金の貸付け並びに就農施設等整備に対する補助を実施

林業分野への労働移動の支援 【継続】

新たな林業就業者に対し、就業時の研修や住居移転等の就業準備経費を貸与（林業就業促進資金）するとともに、林業就業希望者に情報提供や就業相談を実施

漁業分野への労働移動の支援 【継続】

新規漁業就業希望者に対し、漁業・漁村体験や漁労技術習得の研修を実施し、研修終了後、漁業就業段階に必要な経営安定のための資金を貸与（新規自営漁業者定着支援資金）するとともに、漁業就業希望者に情報提供や就業相談を実施

伝統工芸産業への新規就業支援 【継続】

島根県ふるさと伝統工芸品指定事業者を対象に就業希望者の雇用に対して償還免除制度のある貸付を実施

中山間ふるさと・水と土保全推進（棚田基金）【継続】

棚田の利活用を促進するため、各種工法による鳥獣害防止柵を試験的に設置するにあたり、各地域の農家・住民に施工を発注し、地域における雇用を創出

(3) 新規高等学校卒業者等の就業対策

新規高等学校卒業者等に対し、きめ細かい就業対策を講じる。

インターンシップの推進 【継続】

労働観・勤労観を育成するために、専門学科、総合学科及び普通科においても県内企業での現場実習を実施

進路指導代替講師制度 【継続】

進路指導主事など進路指導担当教員を進路指導業務に専念させるため、授業時間の軽減を行い、代替講師を配置

県内就職促進事業 【継続】

しまね学生登録制度及びUターン登録制度の整備などにより、大学・短期大学卒業者等の就職やU・Iターン就職を促進

若年者雇用対策事業 【継続】

「しまね若年者就業支援センター（ジョブカフェしまね）」を設置し（平成

16年7月～)、県内企業の就職情報の提供からキャリアカウンセリング、就職支援セミナー、企業体験、併設ハローワークによる職業紹介といった一貫したサービスを総合的に提供することにより、「若年者の県内就職の促進」と「県内産業が必要とする人材育成」を推進

2 産業の振興による雇用の維持・創出

産業が雇用を維持・創出するためには、市場の拡大や新しい市場の創出が不可欠である。そのためには、企業の経営基盤の強化や競争力の向上に向けた不断の取り組みとともに、新技術・新製品・新サービスの開発が常に求められる。

厳しい社会・経済環境の中で、こうした産業の変革を押し進めるには、企業自らが行う経営努力を支援していくとともに、大学や公設試験研究機関等が持つ知的資源と地域産業との交流、企業間の連携やネットワーク化の推進、創業・開業の促進など、総合的に産業振興を図っていく必要がある。

また、農林水産業や観光振興等、地域資源を有効活用した産業振興の取り組みも求められる。

このため、島根県総合計画（平成16年度策定）等で示される方向に沿って、県や市町村、（財）しまね産業振興財団、（財）ふるさと島根定住財団、商工団体などが総力をあげて産業振興施策を推進、雇用の維持・創出を目指す。

< 主な事業の例 >

（1）新産業、新事業の創出

県自らが牽引役となって取り組む新産業創出プロジェクトや県内企業が取り組む新製品開発等の支援、技術先端型企業の誘致などにより、新たな産業群の集積を目指す。

新産業創出プロジェクトの推進 【継続】

新産業創出戦略会議の開催、5つのプロジェクトの推進、知的財産の戦略的活用等

新事業の創出（第2創業） 【継続】

新製品・新技術研究開発支援事業

起業・創業の推進 【継続】

起業化サポート事業等

企業誘致の促進 【継続】

企業誘致専門員など外部人材の更なる活用による戦略的な企業誘致活動や県内既存企業（従来から対象）を含めた企業立地促進助成金制度などの優遇策活用による誘致促進

（2）商工業の経営・技術革新の支援

今後の厳しい競争に打ち勝って収益力向上を図るため、企業が行う新技術開発や新商品開発等を支援する。

経営力強化への支援 【継続】
技術力・経営力革新支援事業、県内製品活用推進事業

販売力強化への支援 【継続】
首都圏等販路開拓強化事業

技術開発力・商品開発力強化への支援 【継続】
国際規格等取得促進事業、新製品・新技術研究 開発支援事業（再掲）

(3) 県産品の販路開拓・拡大の支援

東京を主力ターゲットに重点産品を中心にPRと販路開拓を行う等、県産品の認知度向上と販路拡大を進める。

ブランド化等の推進 【継続】

ブランド化重点産品への集中的支援、コーディネーターや消費者モニター等による商品改良・開発の支援、商談会開催や東京拠点施設（にほんばし島根館）の活用等による販路拡大支援

地産地消の推進 【継続】

学校給食や量販店等での利用促進に対する支援等

県産品の愛用促進

() 県産品愛用の拡大 【継続】

しまねふるさと食の日（毎月第3週金土日曜日）を中心とする各種PR、同協力店舗の拡大等による県産品愛用意識の醸成

() 県産品の公共調達促進 【継続】(Z)

公共調達における県産品利用の促進

新事業分野開拓事業者認定制度の創設 新規

地方自治法施行令の改正により、随意契約の方法で契約できる範囲が拡大されたことを受け、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする県内企業を知事が認定し、県内企業による優れた商品開発や販路開拓を優先的に支援

(4) 地域資源を活かした産業の振興

本県の豊かな自然、食文化、歴史などを有機的に結びつけた商品の開発を支援し、活力ある地域産業づくりを進める。

観光と交流人口の拡大 【継続】

県内各地域における創意工夫による観光地づくりを支援し、東京・大阪等の県外において戦略的PRを展開して観光客の増加を促進

() 観光トップブランドの創出 【継続】

県内の指定地域を重点支援することで全国的知名度と競争力を有する観光地を創出、観光客入り込み客数の増を図って地域経済を活性化

田舎ツーリズムの推進 【継続】

農村民泊や棚田オーナー制度等の農山村体験型ツーリズム、山村トレッキング等の自然体験型ツーリズムの取り組みを推進し、総合的な交流産業を振興

地域ビジネス創出支援プロジェクトの推進 【拡充】

地域住民が行う事業(ビジネス)性のある活動を産業化につなげるため、セミナー開催、必要な資金の助成等を実施

民 to 民で行う地域ビジネス事業化の支援 【継続】

民間が持つ経営ノウハウや専門知識を活かし、地域ビジネスの取り組みを軌道に乗せていくため、民間のバックアップ体制を構築

市町村が取り組む地域産業の振興を総合支援 【継続】

地域産業の振興や地域コミュニティの活性化を目指した市町村の主体的取り組みを規制緩和や財政支援等で総合的に支援

経済活性化のための市町村応援団の創設 **新規**(Z)

各市町村ごとの「市町村応援団」を県庁内に作り、市町村の相談窓口となるとともに、各地域の経済活性化のための提案等を行う

地域主導の新たな雇用対策の推進

() 地域産業雇用創造バックアップ事業 [国事業]

地域における雇用創造のための構想を策定しようとする市町村に対し、専門家の斡旋、助言や参考となる成功事例の紹介等により、企画・構想段階から支援

() 地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業) [国事業]

雇用機会が少ない等の地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供・相談等の事業の中からコンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該市町村等に対しその事業の実施を国が委託

() しまね地域提案型雇用創造促進事業 **新規**

地域資源を活用して、産業振興や独自の雇用創造に自発的に取り組む市町村や地域の経済団体等から構成される協議会等が提案した、雇用対策事業と産業振興事業が一体となったソフト事業の中から、コンテスト方式により産業振興・雇用創造効果の高いものを選抜し、当該協議会等

に対しその事業の実施を県が委託

(5) 商工業の経営安定化の支援

県内中小企業の多くは資金調達力等経営資源が乏しいため、経営指導や制度融資等により中小企業者の経営安定を支援する。

中小企業制度融資等の充実 【継続】

運転資金を中心とした資金需要に適切に対応

経営改善アドバイザー派遣事業 【継続】

経営が悪化している中小企業に対し、緊急的にアドバイザーを派遣して、経営の安定化や新分野進出等へのアドバイスを実施

中小企業再生ファンドの活用【継続】(民間+国施策)

再生可能性があり、再生に取り組む中小企業者に対し、債権買い取り、株式取得により過剰債務を軽減し、継続的に経営支援

(6) 農林水産業の新たな担い手の育成

地域農業の再構築を図るために、新たな担い手として、経営力や資本力に優れた企業の農業参入を促進するとともに、参入した企業を核に、地域の農業者とともに生産や加工販売をひとつにした新たな産地づくりを進める。

農業への企業参入の促進

() 企業参入推進事業 【継続】

農業参入を検討している企業への情報提供、研修会を実施するとともに、参入を促進するための情報収集、企業訪問等を実施

() 進出企業に対する支援 《拡充》

企業の農業参入を促進するため、参入前の企業が行う調査、研究に要する経費の無利子貸付や、新たに農業参入する際に必要な施設等に対する助成及び利子補給等により企業の円滑な農業参入を支援

従来、新規雇用を条件としていたが、平成18年度から県内企業については当該条件を削除(県外企業は従来どおり新規雇用条件あり)

3 公共事業の大幅削減が建設産業に及ぼす影響への対策

本県の公共事業は、平成14年度に策定した「財政健全化指針」に基づき、既に平成16年度当初予算において平成14年度当初予算と比較し、事業費を30%削減したところである。

「中期財政改革基本方針」においては、平成20年度までに事業費を半減することを目的として、当面平成18年度までに補助公共・単独公共合わせて30%程度（平成16年度対比）を削減することとしている。

建設産業は、社会基盤整備の担い手であるとともに、地域経済や雇用の場を支える重要な役割を担っている本県の基幹的な産業であるが、今後、公共事業の大幅な減少が見込まれる中において建設業許可業者数は横ばい状態にあり、各企業の収益性の低下や企業倒産の増加が懸念されるなど、建設産業を取り巻く環境は一層厳しくなるものと予想され、業界の構造改善が求められている。

同時に、建設産業の新分野進出を促進して、建設産業に蓄積された人材や技術・資本等の経営資源を、今後の成長市場や新事業分野に振り向けることは、県内産業全体の高度化にも寄与する。

県としては、業界の自助努力を促しながら、引き続き、次のような内容を中心に平成17年～18年度の2年間に積極的・集中的に支援策を講ずることとする。

建設産業：建設業・建設関連業をいう。

(1) 経営基盤強化・経営合理化支援

本県建設産業の今後のあり方を示すとともに、経営改善による収益性の向上等を図る経営体質強化や合併等による経営合理化への取り組みを支援、さらに再生可能な事業に対する適切な再生支援策の活用を図る。

建設産業経営革新促進事業

() 研修会、トップセミナー等の開催 【継続】

建設業者・建設関連業者（以下「建設業者等」という）を対象に、新分野進出や経営基盤強化及び経営合理化に向けた研修会等を実施

- ・新分野進出に向けた分野別の研修会の開催
- ・経営改善や基盤強化を目的とした経営戦略の研修会の開催

() 経営革新支援ハンドブックの作成 【継続】

建設業者等への経営革新助成や支援制度の一覧、県内の建設業者等の新分野進出事例を掲載したハンドブックを作成

建設産業経営支援体制強化事業

() 総合相談体制の構築 【継続】

「経営合理化」「企業連携・合併」「新分野進出」等に加え「事業縮小」や「撤退」、「自主廃業」も選択肢に入れる企業の増加も予想されるなか、多岐にわたる相談に対して的確かつ総合的に指導・助言が行えるよう、県下7ブロックに、商工会議所・商工会連合会のリーダー指導員のうちから専門指導員を選任するとともに、土木部に相談支援アドバイザーを配置し、総合支援体制を整備

() 経営革新支援診断事業 **新規**

各地域のリーダー経営指導員を含む複数の指導員及び専門家が経営診断を希望する企業に対して集中的に調査に入り、企業診断、経営指導を行い、その企業に適した方向性等の助言を実施

建設産業合併支援事業 **【継続】**

建設業者等が経営基盤の強化や経営合理化を図るため、企業間で合併を行う場合に支援策を実施、合併を促進

() 合併支援助成金

建設業者等が他の建設業者等と合併した場合であって、一定条件のもとで建設技術者を引き続き雇用した場合、事業主に対して助成金を交付

() 合併に伴う受注機会の確保

- ・合併した企業が合併前の指名機会が減じることのないよう、指名審査において、合併後5年間入札機会を確保
- ・現行の入札参加資格に係る格付け総合点数の上乗せや地域を越えた合併会社には、双方の地域で優先指名とするなどの優遇措置

経営改善アドバイザー派遣事業 **【継続】**

経営環境の厳しい建設業者等に対し、緊急的にアドバイザーを派遣して、経営の安定化や経営革新等のためにアドバイス

中小企業制度融資等の充実（再掲）

(2) 新分野進出の支援

創造力、柔軟性、意欲に富んだ建設業者等の新事業への挑戦や、建設業者等の持つ資本、技術、労働力を生かした新分野への進出に対して支援する。

新分野進出助成金 **【継続】**

建設業者等が新分野進出を目指すために行う事業化、市場化の可能性調査や研究等に対する支援

新分野進出地域ビジネス支援助成金事業 **新規**

新分野進出を図ろうとする意欲的な建設業者を対象に新分野進出事業開始のための初期投資経費の一部を支援

経営改善アドバイザー派遣事業（再掲）

新技術活用支援事業（しまね・ハツ・建設ブランド）

（ ）「しまね・ハツ・建設ブランド」登録制度 【継続】

県内の建設業者等が開発、施工又は製造し、公共事業に活用できる新技術を「しまね・ハツ・建設ブランド」として登録、県が発注する公共工事においてその新技術が積極的に活用されるよう、情報の提供など利用や普及の促進を図り、「島根から全国」へ展開普及する足掛かりをつくって県内建設業者等を育成及び活性化

（ ）「しまね・ハツ・建設ブランド」市場開拓事業 新規

県内の建設業者等が保有する独自の技術等を全国規模の見本市等に出展する経費の一部を支援

農業への企業参入の促進（再掲）

中小企業制度融資等の充実（再掲）

（3）建設産業セーフティネットの構築

企業の経営破綻や経営合理化が地域経済に与える影響を極力緩和するため、連鎖倒産の防止や円滑な雇用移転等のセーフティネットを整備する。

連鎖倒産の防止

建設業者等に端を発する連鎖倒産を未然に防止するため、建設産業経営支援体制強化事業等、建設業者等が抱える諸課題に的確かつ総合的に指導・助言する体制を整備するとともに、必要な金融制度の活用を推進

（ ）建設産業経営支援体制強化事業（再掲）

（ ）経営安定特別相談室

県下5ヶ所に設置した相談室において、倒産の危機に直面している中小企業者からの相談に対して公認会計士等による「商工調停士」や専門スタッフが金融機関等関係機関の協力を受けて再建策の検討や倒産関連法に基づく円滑な整理について支援

（ ）セーフティネット資金 【継続】

中小企業制度融資のメニューの1つで、取引先の倒産に伴い、経営に困難を来している建設業者等への円滑な資金供給を図るための融資制度

短期的な雇用の創出

() 離職者緊急雇用対策事業(仮称) (再掲)

円滑な労働移動の促進

() 再就職活動やる気・元気応援事業 (再掲)

() 求職者就職支援事業 (再掲)

() 地域求職活動援助事業 (再掲)

() 多様な緊急再就職訓練の設定 (再掲)

再就職までの生活資金の支援 (再掲)

(4) 公共事業執行にあたっての配慮

公共事業削減に伴う建設産業への影響を極力抑えるため、公共事業の執行にあたっては、地域バランスへの配慮を行うとともに、以下の対策を講じる。

工事発注等における県内業者等の優先 【継続】

県内建設業者等への影響を最小限に抑えるため、入札・契約手続きの透明性・公正性に配慮しつつ、県内業者優先の徹底、県内下請負業者優先の要請、県内産資材・県内関連企業から調達した資材の優先使用を徹底

() 県内業者優先等の徹底

高度な技術力を要する等の理由により県内業者の選定が困難な場合を除き、可能な限り県内業者を指名選定

() 県内下請負業者優先の要請徹底

工事特記仕様書において「下請負業者については県内に主たる営業所を有する者を使用するよう努める」としており、下請負人通知書において県外業者を下請負人に選定した場合はその理由を記すことを条件に付し、入札契約時に請負業者に対して県内下請負業者優先を要請することを一層徹底するとともに、引き続き関係業界に対しても周知徹底を図り、必要に応じて実態調査を実施

() 県内産資材・県内関連企業から調達した資材の優先使用の徹底

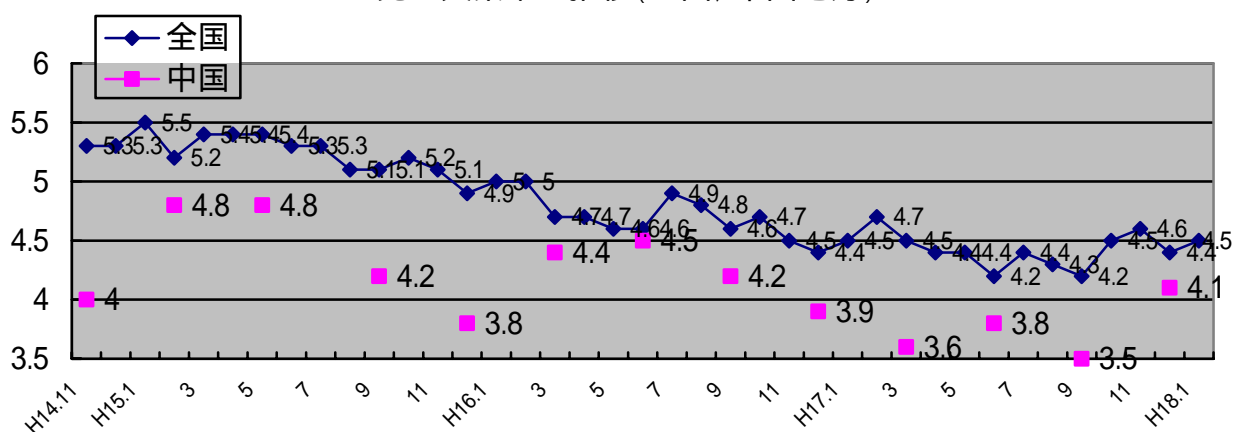
工事特記仕様書において「原則として、県内産資材を工事用資材として使用すること。また、県内で生産されていない工事用資材を使用する場合には、原則として県内の取扱業者から購入した資材を使用をするもとする。」としており、この旨を入札契約時に請負業者に対して要請することを一層徹底するとともに、引き続き関係業界に対し周知徹底を図り、必要に応じて実態調査を実施

【関係資料】

1 完全失業率

全国 (H18. 1月)	4.5%
中国 (H17.10~12月)	4.1%

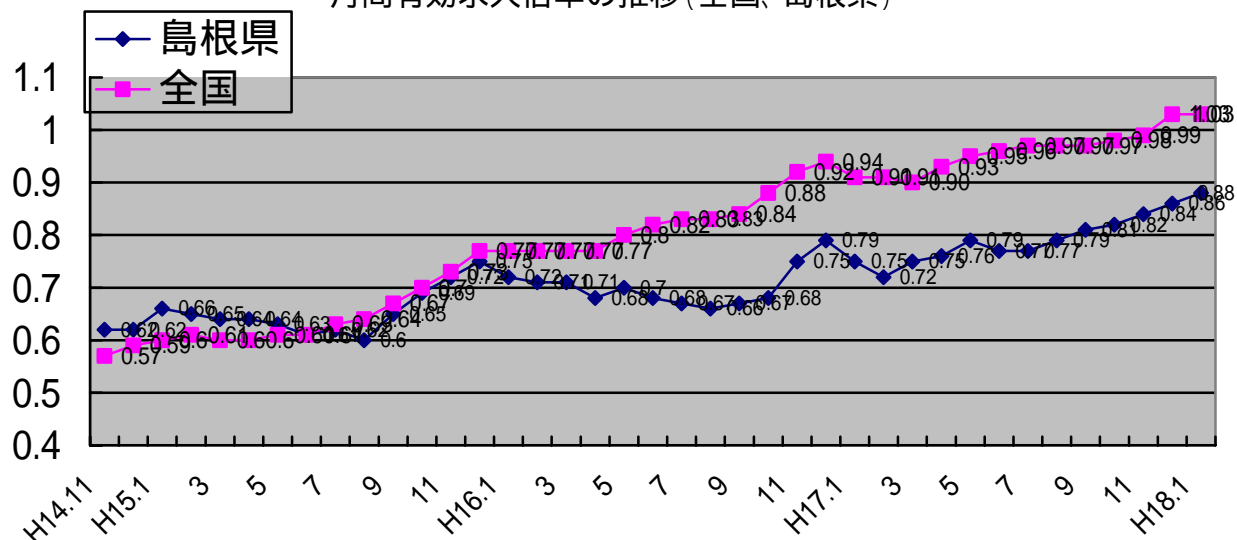
完全失業率の推移(全国、中国地方)



2 有効求人倍率

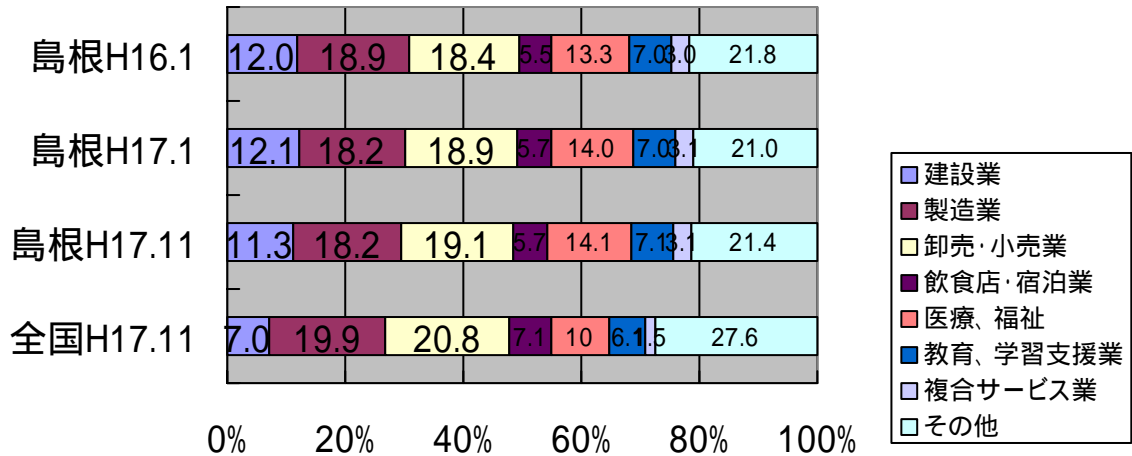
全国 (H18. 1月)	1.03倍
島根県 (H18. 1月)	0.88倍

月間有効求人倍率の推移(全国、島根県)



3 本県の産業構造（産業別常用労働者数より）

産業別常用労働者数でみる産業構造



単位：島根は人、全国は千人

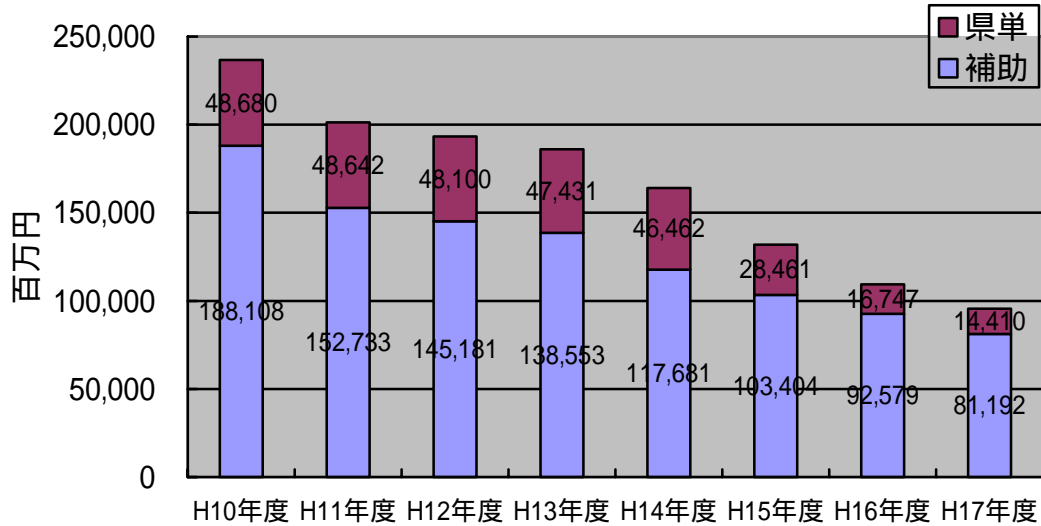
	建設業	製造業	卸売・小売業	飲食店・宿泊業	医療、福祉	教育、学習	複合サービス	その他	計
島根									
H16. 1	27,028	42,302	41,366	12,388	29,919	15,758	6,708	48,841	224,310
H17. 1	27,000	40,641	42,156	12,687	31,246	15,676	6,853	46,797	223,056
H17.11	25,313	40,709	42,635	12,673	31,458	15,968	6,861	47,711	223,328
全国									
H17.11	3,030	8,582	9,006	3,061	4,339	2,649	657	11,903	43,227

4 人員整理の状況

区分	H17年1月～12月		H16年1月～12月		H15年1月～12月	
	事業所数	解雇者数	事業所数	解雇者数	事業所数	解雇者数
計	952	2,557	809	2,445	883	1,986
前年増減比 %	117.7	104.6	91.6	123.1	106.3	64.2
建設業	345	716	300	596	299	570
製造業	175	761	175	930	196	685
卸売・小売業	173	344	130	444	176	318

5 公共事業費の推移

一般会計ベース、H16までは2月補正後、H17は9月補正後

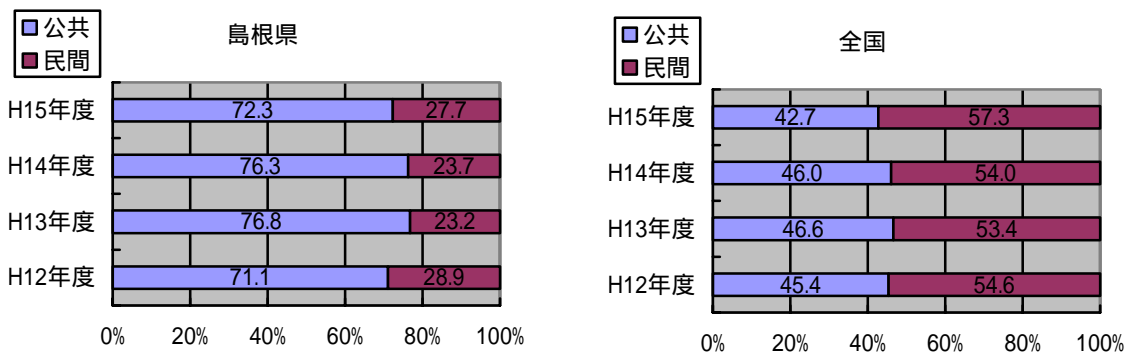


6 県内業者への発注実績 (H16年度)

	発注件数 (件)			県内業者発注率	発注額 (億円)			県内業者発注率
	県内	県外	合計		県内	県外	合計	
土木工事	2,654	110	2,764	96.0%	636	109	745	85.4%
建築工事	150	2	152	98.7%	42	3	45	93.3%
測量・設計等	1,148	272	1,420	80.8%	52	25	77	67.5%

JV工事は、件数は県外業者に、金額は出資比率に応じて双方にカウント

7 建設投資の官民比率の推移



8 本方針に基づく雇用創出実績及び目標

(1) 雇用創出実績

	平成15年度		平成16年度		計	
	雇用人数		雇用人数		雇用人数	
	実績	目標	実績	目標	実績	目標
短期的な雇用創出対策						
1 緊急地域雇用創出特別事業	1,599	1,379	1,683	907	3,282	2,286
2 県単基金事業(1の補完)	61	-	-	-	61	-
3 若年者の雇用の創出						
(1)若年者雇用創出緊急対策事業	60	60	-	-	60	60
(2)しまね新漁村創造事業	10	10	9	10	19	20
(3)若年未就業者のための産業橋 crossing 事業	-	-	5	20	0	20
4 医療・福祉分野での雇用の創出						
(1)社会福祉施設等の重点的な整備	301	259	157	271	458	530
(2)特別保育等の実施	98	76	86	44	184	120
(3)地域リハビリテーション体制の整備	13	33	12	21	25	54
小計	2,142	1,817	1,952	1,273	4,094	3,090
労働力増強対策						
1 他の産業への労働力増強の支援						
(1)農業去人等へ雇用される就農者の支援	45	82	32	103	77	185
(2)自営就農者の経営支援	8	45	18	43	26	88
(3)林業への新規就業者支援	19	36	35	43	54	79
(4)漁業への新規就業者支援	27	15	11	15	38	30
(5)伝統工芸品産業への新規就業者支援	10	17	13	26	23	43
小計	109	195	109	230	218	425
産業の振興						
1 新事業の創出・経営・技術の革新		100	* 182	100	93	200
2 企業誘致	361	200	314	200	675	400
3 農業への企業参入の促進	2		4		6	
小計	363	300	500	300	863	600
雇用創出人数 計 a	2,614	2,312	2,561	1,803	5,175	4,115
aのうち基金分限した人数	954		878		1,832	

*182人はH15.4月～H17.3月計

(2) 雇用創出目標

		平成17年度 目標雇用人数	平成18年度 目標雇用人数	2年度計 目標雇用人数
県の雇用創出対策によるもの	短期的な雇用創出対策			
	1 離職者緊急雇用対策事業(県単基金)	700	700	1,400
	2 若年者の雇用の創出			
	(1)しまね新漁業創造事業	4	0	4
	(2)若年未就業者のための産業体験事業	20	20	40
	3 医療・福祉分野での雇用の創出			0
	(1)社会福祉施設等の重点的な整備	325	204	529
	(2)特別保育等の実施	19	0	19
	小計	1,068	924	1,992
	労働者対策			
	1 他の産業への労働者への支援			
	(1)農業去人等へ雇用される就農者の支援	10	10	20
	(2)自営就農者の経営支援	11	11	22
	(3)林業への新規就業者支援	45	45	90
(4)漁業への新規就業者支援	15	15	30	
(5)中山間ふるさと・水と土保全推進	2	2	4	
(5)伝統工芸品産業への新規就業者支援	15	15	30	
小計	98	98	196	
産業の振興				
1 新事業の創出・経営・技術の革新	100	100	200	
2 企業誘致	766	357	1,123	
3 観光トップブランド創出事業	300	300	600	
4 農業への企業参入の促進	7	7	14	
小計	1,173	764	1,937	
雇用創出人数 計 a	2,339	1,786	4,125	
aのうち基金分除いた人数	1,639	1,086	2,725	
民間成長分野の期待分				
情報通信産業	30	30	60	
サービス産業(上記以外の分野)	450	450	900	
民間期待分 小計 b	480	480	960	
合計 c=a+b	2,819	2,266	5,085	
cのうち基金分除いた人数	2,119	1,566	3,685	